

紙芝居の貸出規程

この紙芝居は、老人クラブが世代間交流をすすめるために県老連から借り受け、子ども世代との交流を図ることを目的に作成したものである。

- ① 紙芝居は、老人クラブが地域での世代間交流活動のために利用する目的で制作したものであり、原則として他の目的に使用することは出来ません。
- ② 借り入れを希望する時は、単位クラブ毎に「紙芝居借用申込書」を県老連に提出し、承認を受けるものとする。
- ③ 貸出は1回に原則として4話以内とする。
- ④ 貸出す期間は10日間を限度とする。
ただし、どうしても期限内に返還できない時は、県老連事務局長の了解を得ることとする。
- ⑤ 貸出中に紙芝居を破損又は紛失した時は、その修理等に要する費用は借受人が負担することとする。
- ⑥ 貸出しの際の発送費用は県老連負担とし、返却に際しては借り受け人の負担とする。
- ⑦ この規定に定めのないことについては、別途借受人と協議して決めることとする。